

## 令和 5 年度社会実験運用ルール (案)

**1. 利用形態**

ダム湖周辺の利用形態は、各団体の応募申請書に基づき、原則として次の通りとする。

- 1) 利用にあたっては動力を使用しない船舶（カヌー、SUP 等）のみとする。
- 2) 動力船を使用する場合は、申請書類に事業内容が明確で、下記記載の遵守事項の通りとする。
- 3) 飲食及び物販の販売をする場合は、事務局が事前に承認したものに限る。
- 4) その他、安芸太田町と協議し可能と判断したもの。

**2. 利用期間**

期間：令和 5 年 4 月 1 日（土）～10 月 31 日（火）

時間：8 時～17 時（準備片付け含む）

**3. 利用区域及び進入路**

参考資料 1 の通り。

**4. 動力を使用する船舶利用の際の遵守事項**

動力を使用する船舶（小型エンジン付ボート等）の湖面利用にあたっては、以下の項目を遵守することとする。

- 1) 水上での給油等水質に悪影響を与える可能性のある行為を禁止する。なお、事故処理に関わる費用については河川法第 67 条により、原因者負担とする。
- 2) ガソリン等を使用する船舶については、社会実験対象団体においてオイルフェンスの設置、もしくは、オイルマットの確保を行う。
- 3) 運行速度は 11 ノット（20 km/h）以下とする。
- 4) 動力を使用しない船舶を優先とする。
- 5) 船舶操縦等の安全性を確保するため、船舶免許を必要とする船舶の利用者は、2 級以上の小型船舶操縦免許を所持し、免許証（写）を提出している者に限る。利用の際は、船舶検査証書（写）、船舶検査手帳（写）（機関の諸元が確認できるページのみ）を提出することとする。

**5. 湖面周辺利用の禁止**

洪水時、渇水時を含め、下記の場合は湖面利用を禁止する。ただし、飲食及び物販は 1)、2)、3) を除く。

気象情報等には十分注意するとともに、利用中でも温井ダム管理所職員、安芸太田町職員、委託の巡視員の指示には迅速に対応すること。

- 1) 貯水位が 6/11～10/25 に E L 351.0m、その他の期間で E L 360.0m より高い場合
- 2) 貯水位が 340.0m 以下の場合
- 3) 「広島県北部」または「芸北」に暴風、暴風雪、大雨・洪水、大雪注意報・警報が発令された場合
- 4) 温井ダム管理所が風水害に関する体制を発令し、洪水吐きゲートから放流を行う場合、行う見込みがある場合
- 5) 温井ダム管理所が風水害以外の事象で体制発令中であり、龍姫湖の利用を制限する必要がある場合
- 6) その他、安芸太田町又は温井ダム管理所が状況により利用禁止と判断した場合

## 6. 安全管理等

湖面周辺利用に関して発生した全ての事故、機材損傷等については、利用者の自己責任とする。

また、社会実験対象団体は遵守するとともに、利用者へも遵守するよう指導するため、次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 携帯電話等により、緊急時の連絡が可能な体制をとることとする。
- 2) 湖面利用者は、救命胴衣（ライフジャケット）を必ず着用すること。
- 3) インストラクターは救急法などの講習や訓練を受講し、緊急時に対応できるようにしておくこと。  
(受講証明のコピーの提出など)
- 4) 緊急時の連絡体制を確認し、緊急事態が発生した場合、速やかに関係機関へ連絡すること。
- 5) 指定された場所以外への進入の禁止、乗船、下船は行わないこと。
- 6) 酒類の販売は、禁止とする。
- 7) 販売する加工食品は、食品衛生法、計量法等に違反しないよう注意し、小分けしたものなども含む全ての販売物について、定められた食品表示（名称、産地、製造加工所住所、製造加工者名、連絡先、賞味期限、添加物の表示）を必ず明記すること。
- 8) その他、各団体が示した安全管理、維持管理ルールを遵守すること。
- 9) 気象、ダム貯水池の状況、場合によっては町や温井ダム管理署からの指摘に応じながら、資機材の維持管理の徹底を図る。

## 7. 設備・店舗について

- 1) 事業に必要な全ての費用等は、社会実験対象団体の負担とする。
- 2) 法令に定める申請、届出、必要な資格者の配置は、社会実験対象団体の責任と負担で実施すること。
- 3) 飲食をする場合は、社会実験対象団体の責務で出店スペースにゴミ箱を設置すること。また購入者に対してもゴミ箱への廃棄をお願いすること。
- 4) エリア内に、電気設備、排水設備、水道設備はない。発電機等が必要な場合は、社会実験対象団体で用意すること。
- 5) キッチンカーに限り火器の使用を許可し、火器を使用する場合は、消火器を設置すること。

## 8. 事故等の連絡

龍姫湖及びその周辺において各種事故が発生または発見した場合、速やかに関係機関へ連絡すること。

緊急の場合は警察もしくは消防へ直接連絡すること。

## 9. 事故等（不慮・過失・天災による事故等）の責任

ダム湖面利用で発生した事故及び利用時のトラブル等については原則、利用者の自己責任において処理、解決するものとし、法律、条例等に準拠し処理することになる。自然災害等による被災についても同様である。

## 10. 禁止行為及び留意事項

### 1) 動植物の捕獲の禁止

龍姫湖周辺では多くの動植物が生息しており、重要種の生息も確認されており、龍姫湖での魚つりは禁止する他、無断で動植物を捕獲することを禁止する。

### 2) 外来魚の放流等の禁止

外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等）を持ち込んだり、持ち出したり龍姫湖に放流してはならない。また外来魚を捕獲した場合は、再放流せずに、適切に処分しなければならない。

### 3) ゴミの持ち帰り

湖面利用者は、湖面利用に起因するゴミ等は、持ち帰らなければならない。また、利用者に起因しないゴミ等についても持ち帰るように努めることとする。

もし、ゴミ等を不法投棄する者を見かけた場合には、警察やダム管理者への通報に協力すること。

### 4) トイレの取り扱い

防災用等の簡易トイレの持ち込みは可能とするが、必ず持ち帰ることを持込の条件とする。万が一、利用区域内に残骸が見つかった場合は、その後の簡易トイレの持込を禁止することとする。

### 5) 迷惑行為の禁止

湖面周辺利用者は、龍姫湖周辺における居住環境や龍姫湖を取り巻く豊かな自然環境の保全に配慮し、下記のような迷惑行為を禁止する。

①龍姫湖からの直接の取水

②利用後の船舶等の船体、エンジンの水洗い、各種保守点検時等の濁水、油漏れ

③無断な樹木の伐採、土砂採取行為

④施設の落書きや故意なる破損、無断な張り紙や看板設置

⑤一時的に管理者が許可する場合を除く火気の使用

⑥喫煙、飲酒

⑦ペット（餌、糞も含め）の放置

⑧地域の行事や水源地域活性化の取組でダム管理者が許可する場合を除く営利を目的とした出店

### 6) 各備品等の管理について

社会実験対象団体で用意した備品等は、各団体の責任において管理すること。また、破損・紛失等の事故が発生した場合に事務局は責任を一切負わない。

## 11. その他

- ・安芸太田町気象情報・・・「安芸太田町防災情報メール」に登録し、気象情報を確認すること。
- ・温井ダム貯水位・・・中国地方整備局 ダム防災情報システムより確認すること。
- ・社会実験実施日時・・・関係機関が情報を共有できるよう、アプリ等を利用し、登録、確認すること。

※アプリ等は社会実験対象団体確定次第、協議、調整することとする。